川崎市立学校教職員勤務実態調査支援業務委託
募　集　要　領

（公募型プロポーザル）

令和５年４月

川崎市教育委員会事務局

１　目的

教職員の働き方・仕事の進め方改革を推進している中、特に教員の長時間勤務の是正が喫緊の課題となっています。当該課題解決に向けて、教育委員会事務局や学校現場の学校管理職と教職員が対応するべき課題等を校種毎に整理・共通認識化を図る必要があります。

教職員の多忙感と勤務に対する意識調査を実施するとともに、全国の先進的な働き方・仕事の進め方改革の取組事例等を参考にしながら、本市の特性等を踏まえて、教員が本来の業務（教材研究、児童生徒指導等）により専念できる方法、年間授業時間数の設定方法等の多岐にわたる課題や解決方策等に関する意見交換会を開催します。

本意見交換会と意識調査の結果をもとに、令和７年度にかけて、多様な職制等からの幅広い意見交換を引き続き行い、学校現場と教育委員会事務局が一体となって長時間勤務の是正に取り組む基礎的な環境整備を図るとともに、令和７年度から開始する「第２次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」の改定作業の基礎資料とするため、専門的な支援を得ながら作成することを目的とします。

２　件名

川崎市立学校教職員勤務実態調査支援業務委託

３　委託内容

(1)意見交換会の企画・運営・進行
(2)意見交換会の資料の作成
(3)意見交換会の記録の作成
(4)長時間勤務の改善策に関する報告書（案）の作成
(5)意見交換会前等の市との打合せ
(6)意識調査の企画及び調査結果の分析への専門的な支援
※ 詳細は「川崎市立学校教職員勤務実態調査支援業務委託仕様書」参照

４　契約期間

契約締結日から令和６年３月２１日（木）まで

５　履行場所

川崎市内

６　選定方法

公募型プロポーザル方式による提案審査

提出書類の審査及びプレゼンテーション審査とします。複数の選考委員が、応募者から提出された応募書類及び提出団体から審査員に対して企画内容を説明するプレゼンテーションによって審査を行い、採択者を決定します。

７　事業規模（予算概算額）

4,213,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

８　プロポーザルに関する日程（予定）

募集開始	令和５年４月２７日（木）
質問受付開始	令和５年４月２７日（木）
質問提出締切	令和５年５月１５日（月）
質問回答	令和５年５月１７日（水）
参加意向申出書提出締切	令和５年５月１９日（金）　午前中必着
提案資格確認結果通知書送付	令和５年５月２２日（月）
企画提案書等の提出締切	令和５年５月３０日（火）
プロポーザル評価委員会の開催	令和５年６月６日（火）　予定
審査結果通知	令和５年６月中旬

９　担当部署

書類の提出、問い合わせ先は次のとおりです。

部署・担当者名	教育委員会事務局職員部教職員企画課　茅根、鈴木
所在地	〒210-0004　川崎市川崎区宮本町６番地　明治安田生命川崎ビル２階
電話番号	044-200-3698、044-200-0557
電子メール	88kyoki@city.kawasaki.jp
受付時間	午前８時３０分～午後５時１５分（閉庁日及び正午～午後１時を除く。）

１０　応募者の資格要件

(1)川崎市の競争入札参加資格を有し、令和５・６年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種（９９その他業務）・種目（９９その他業務）に登録されている者

※ただし､参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録申請している者と同等に扱います。

(2)次の条件を全て満たしていること。

ア　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

イ　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でない者

ウ　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

エ　応募者又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

オ　川崎市暴力団排除条例（平成２４年川崎市条例第５号）第７条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

カ　神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号）第２３条第１項又は第２項の規

定に違反しない者

１１　応募手続

(1) 応募書類の配布

応募書類は、令和５年４月２７日（木）～５月１９日（金）午前中に市ホームページからダウンロードできます。また、担当部署でも配布します。

必要書類	参加意向申出書（様式１）
提出方法	郵送又は持参　※郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出締切	令和５年５月１９日（金）　※午前中必着

(2) 提案資格確認結果通知書の送付

「参加意向申出書（様式１）」を提出した者には、資格の有無を確認し、令和５年５月２２日（月）に電子メールで「提案資格確認結果通知書（様式２）」を送付し、原本は後日郵送します。

※「提案資格なし」との通知を受け取った者は、通知を受け取った日から７日以内に書面によりその理由の説明を求めることができます。

(3) 質問の提出・回答

質問がある場合は、令和５年４月２７日（木）から令和５年５月１５日（月）までに文書（様式自由）を電子メールで送付してください。

回答は、令和５年５月１７日（水）に下記の市ホームページで公表します。また、全ての質問者に電子メールにて回答します。

（https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000150309.html）

※質問を提出した事業者名は公表せず、全ての質問と回答を公表します。

※質問への回答は、本募集要領と一体のものとして同等の効力を有するものとします。

※意見の表明と解されるもの、審査内容に関わるもの等については、回答しないことがあります。

(4) 企画提案書等の提出

「提案資格あり」と確認された者は、次のとおり必要書類を提出してください。

必要書類	①企画提案書：当該業務の企画提案内容を記載　※Ａ４横５枚以内 ②見積書：積算根拠が分かるよう内訳を記載 ③業務実績：近年の主な類似業務の件名、発注者、金額、内容などを記載 ④団体概要：団体の理念、業務内容などが分かる資料（パンフレットなどで可） ※いずれも様式自由
提出部数	各１５部
提出方法	郵送又は持参　※郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出締切	令和５年５月３０日（火）

(5) 企画提案書記載事項必須項目

ア　業務目的

仕様書「１　目的」の趣旨を理解し、目指すべき方針と本委託業務において期待される効果等を記載すること。

イ　実施手法

仕様書「３　委託内容」に定める事業の具体的な実施手法について記載すること。

ウ　意見交換会内容

学校現場の率直な意見が聴取できるようプログラム内容を工夫し、具体的な実施手法について記載すること。

エ　意識調査支援

専門家による適切な支援方法や調査制度の設計・調査項目の設定の考え方・分析手法の考え方を記載すること。

オ　実施体制

本業務を実施する担当者の業務経歴等を具体的に記載すること。

カ　業務実績

会社概要と業務実績を記載すること。

１２　プロポーザル評価委員会

(1) 開催概要（予定）

日時	令和５年６月６日（火） ※参集時間は提案事業者ごとに異なりますので、別途、個別に通知します。
参集場所	９　担当部署参照　※参集場所から会場等へは担当者がご案内します。
会場	川崎市教育文化会館　第２会議室
内容	説明（プレゼンテーション）１５分、質疑応答１５分 ※プロジェクター等はありません。 ※契約後に本業務に中心として携わる人が企画提案書の作成及びプレゼンテーションに参加してください。なお、出席者は３名以内とします。

(2) 評価基準

評価項目		配点
１　企画力		**50**
(1)	本市を含め国全体の教職員の働き方・仕事の進め方改革に対する理解をした企画提案内容となっている。	10
(2)	意見交換会の内容等が具体的かつ効果的で、参加者の素直な意見を引き出す内容となっている。	10
(3)	意識調査について専門家による支援方法が適切であり、教員の勤務実態を的確に把握するための制度設計や調査項目の設定、適正な分析が可能となる内容となっている。	10
(4)	分かりやすいプレゼンテーションであり、高い説明能力が認められる。	10
(5)	提案内容に独自の工夫がある。	10
２　専門的知識・技術		**20**
	教員の長時間勤務の是正に向けて具体的かつ効果的な提案・整理が見込める内	20

	容となっている。	
３	業務への積極性、事業実施体制	20
(1)	仕様書に記述されている水準以上の提案（上積み）がある。	10
(2)	事業実施に必要なスタッフ体制が確保されている。	10
４	実績評価	10
	本市や他の自治体等での類似実績が十分と判断できる。	10

※合計点が同点の場合は、「企画力」の得点で、「企画力」も同点の場合は、見積金額の少ない者を選定します。

※全委員の評価点を平均した点数が 60 点に達しない事業者は、受託者として特定しないこととします。

※各評価項目について、企画提案書にその考え方が一定程度盛り込まれているものについて、「普通」を標準とします。

１３　結果通知

審査結果は、令和５年６月中旬に文書で通知します。

１４　その他

(1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(2) 提出された企画提案書等は、返却いたしません。

(3) 契約保証金は、免除とします。

(4) 契約書の作成は、必要とします。

(5) 川崎市契約規則等の契約に関する条項等は、川崎市ホームページで閲覧できます。
（https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）

(6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(7) 関連情報を入手するための窓口は「９　担当部署」と同じです。

(8) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式３）を提出して下さい。